

出雲空港周辺における物件等設置の制限



出雲空港管理事務所

〒699-0551

出雲市斐川町沖洲2633-1

TEL 0853-72-0224

FAX 0853-72-9732

出雲空港周辺における物件等設置の制限

1. 制限表面

航空機が飛行場に安全に離着陸できるためには、飛行場周辺の一定の空間を無障害の状態にしておく必要があります。この空間の底面を制限表面といい、制限表面上に出る物件の設置は原則禁止されています。(航空法 第49条)

制限表面は、飛行場の種類等によって内容や範囲が変わります。出雲空港の制限表面は、進入表面・転移表面・水平表面がありその概要は以下のとおりです。

(1) 進入表面

航空機の離陸直後及び最終進入時の直線飛行の安全を確保するために必要な表面です。進入表面は、その投影面が着陸帯の短辺から延長方向に長さ 3,000m、その末端の幅が 750m の長さによって囲まれる平面で、40 分の 1 勾配(2.5%勾配)を有しています。

(2) 転移表面

航空機が着陸のための進入を誤ったとき、脱出の安全を確保するために必要な表面です。転移表面は、着陸帯の長辺及び進入表面の斜辺に接し、着陸帯の外側上方へ 7 分の 1 勾配 (14.2%勾配) を有する平面で、その末端は水平表面との接線です。

(3) 水平表面

航空機が着陸する際には、進入する滑走路へ一定の場周経路を回って進入しますが、その安全を確保するために必要な平面です。

水平表面は、飛行場の標点(北緯 35 度 24 分 49 秒、東経 132 度 53 分 24 秒)の垂直上方 45m の点を中心とした半径 3,000m の円周に囲まれた平面です。

制限表面の下限

進入表面、転移表面の下限は、滑走路中心線及びその延長線に直角な水平線をすべて含む面であって、その投影面が着陸帯と一致するものの短辺及び長辺です。

(着陸帯には縦横断勾配がついています。下限は着陸帯末端高ではなく、滑走路中心線高が基準となります。)

進入表面、転移表面、水平表面の投影面が一致する部分は、これらの内最も低い表面が下限です。

出雲空港周辺における物件等設置の制限

3. 照会と手続き

(1) 制限表面上に出る物件について

物件等が制限表面上に出ることは原則禁止されていますが、水平表面に係るもので下記の物件については、空港設置管理者(鳥根県知事)の承認により設置できる場合があります。
(航空法 第49条、同法施行規則第92条の2)

- 1) 仮設物
 - 2) 建築基準法第33条の規定により設けなければならない避雷設備
 - 3) 地形又は既存物件との関係から航空機の飛行の安全を特に害しない物件
- 詳細につきましては、空港管理事務所までご照会ください。

(2) 制限表面に近接する物件について

制限表面の上には出ないが著しく接近する物件については、航空法第51条で航空障害灯の設置が規定されています。

「著しく接近する」とは、制限表面と制限表面から6m下方にある平面との間に存在することとされています。

なお、転移表面においては6m下方にある平面と、着陸帯の長辺を含み水平面に対し着陸帯の外側上方へ10分の1勾配(10%勾配)を有する平面のうち、いずれか高い平面と制限表面の間に存在することとされています。

(3) 物件等の設置工事について

制限対象区域内で物件等の設置工事や工事用等クレーンの使用を行う場合は、事前に出雲空港管理事務所までお問い合わせいただければ制限表面を突出するか否かまた、作業実施時間や方法等についての確認をさせていただきます、ご回答します。

なお、物件等には、TVアンテナ・看板・電柱・電信柱、あるいは上空に浮揚するアドバルーンやラジコン機等も該当します。

航空機の安全運行を確保するため、みなさまのご理解とご協力をお願いします。

(4) 航空障害灯及び昼間障害標識について

1) 航空障害灯及び昼間障害標識の規定

制限表面近接物件のほか、高さ60m以上の物件等に航空法第51条、第51条の2で航空障害灯・昼間障害標識が規定されています。

なお、一定の条件を満たし国土交通大臣の許可を得た物件はこれらの設置を免除されます。(同法施工規則第127条、127条の2、128条、132条の2、132条の3、132条の4、238条)

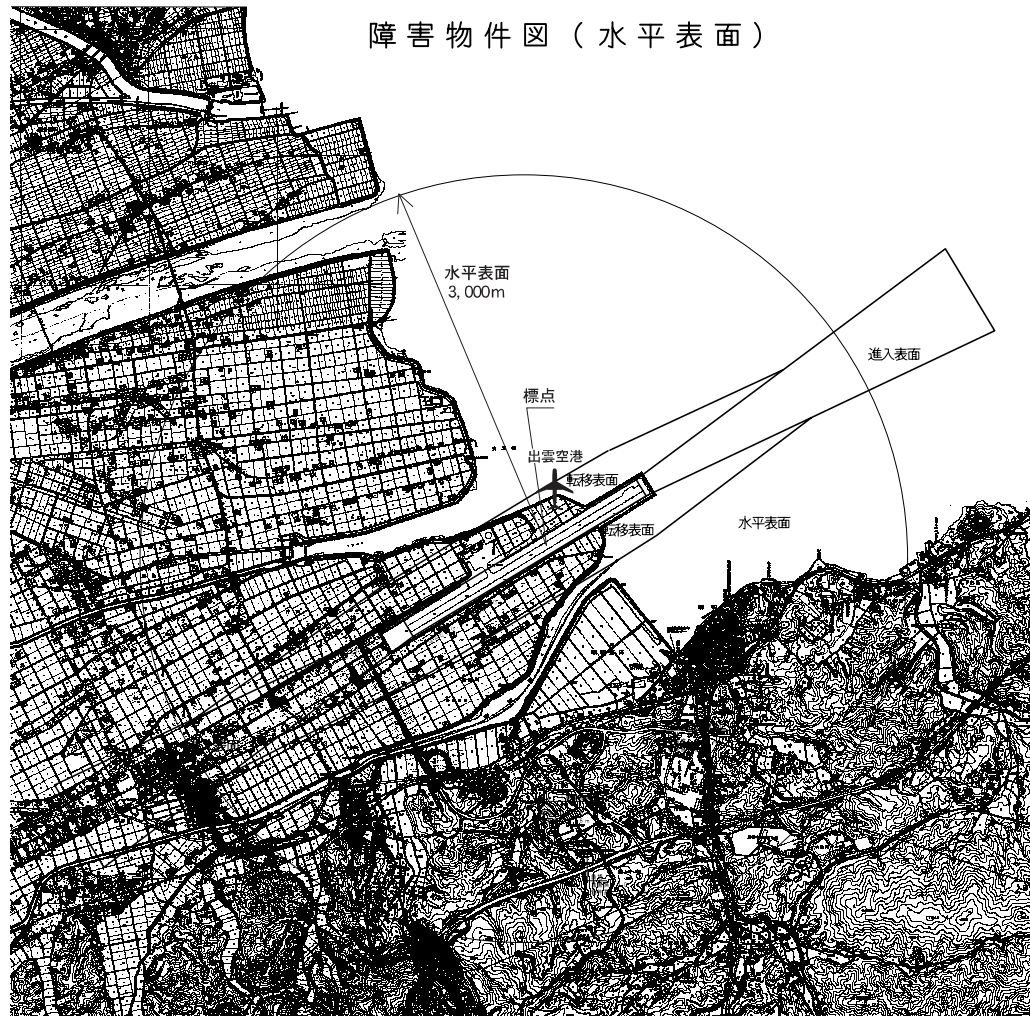
2) 設置等に関する連絡・相談窓口

国土交通省大阪航空局保安部航空灯火・電気技術課

TEL 06-6949-6211(合同庁舎代表)

FAX 06-6949-3590

制限表面（進入表面、転移表面、水平表面）・平面図



制限表面説明図

